

## < 目次 >

### 現代の葬送

1. お葬式の基礎知識	
(1) お葬式はなぜするのですか	..... P 1
(2) お葬式4つの役割	..... P 1
(3) 葬儀とは	..... P 2
(4) 宗教儀礼としての葬儀式	..... P 3
(5) 一般的（仏式の場合）な葬儀の流れ	..... P 3
(6) 葬儀（仏式の場合）5つのプロセス	..... P 4
(7) お葬式に関する法律	..... P 4
(8) 葬送の自由5つの具体例	..... P 6
2. 多様化するお葬式	
(1) 葬式バブルと原点回帰	..... P 7
(2) 個人葬（一般葬）と社葬（団体葬）	..... P 7
(3) 個人葬（一般葬）の変化	..... P 8
(4) 家族葬の現状	..... P 9
(5) 宗教のないお葬式	..... P 10
(6) 直葬（火葬のみ・荼毘）	..... P 11
3. 様々な葬送のかたち	
(1) 散骨（自然葬）	..... P 12
(2) 葬送の自由をすすめる会	..... P 13
(3) その他の葬送のかたち	..... P 15

# 現代の葬送

## 1 お葬式の基礎知識

### (1) お葬式はなぜするのですか。

なぜ人はお葬式をしてきたのでしょうか。

お葬式をすることがあたりまえであったのは「遺体は弔わなければならない」ということが「なぜお葬式をしなければならないのか」と考える以前に、ごく自然な人間的感情として存在したからだと思われま

### (2) お葬式4つの役割

人が亡くなると一般的にはお葬式をしますが、お葬式には概ね次の①～④の役割があると考えられます。

#### ① 社会的役割

社会にその人の死を通知（死亡届を役所に提出）します。社会の人々がお葬式に集まりその死を確認します。

#### ② 物理的役割

遺体は腐敗し始めます。死者の尊厳を守るためにも火で燃やすなど（火葬、土葬）の処理を行い死者（遺体）と訣別します。

人は愛惜の念を抱くと同時に遺体が腐敗することへの恐怖心を合わせ持ちます。

#### ③ 宗教的役割

人の死が新たな死を招き「祟」のようなものを引き起こすのではないかという恐怖心や、遺体が腐敗することへの恐怖心を和らげるために死者の霊を愛惜する儀礼が必要とされました。

死者の霊を慰め「あの世」での幸せを祈ると同時に、死者と遺された者との間に新たな関係を作り上げるために宗教的な儀礼が必要とされ、これが「お葬式」の中心をなしました。

#### ④ 心理的役割

人の死は周囲の人に深い悲しみや心の痛みを生じさせます。

特に死者と精神的な関係が密であった配偶者や家族には、大きな衝撃を与え身を切り裂くような深刻な痛みを生じさせます。

衝撃、悲しみ、痛みを緩和するためにも弔いのための儀礼が必要とされました。

しかし、一連の儀礼のプロセスを踏むだけでは痛み（グリーフ）は容易に解決されません。それが癒されるまでにしばし長い時間（グリーフワーク）が必要とされる場合があります。

#### (3) 葬儀とは

死者を葬る儀式であり、死別に出会った人が悲しみ悼む一連の儀礼のことです。

一連とは、臨終の看取りから納棺、通夜、葬儀式、告別式、出棺、火葬、納骨、法事までのことを指します。

広い意味では「葬送儀礼」の略です。

狭い意味では「葬儀式」＝「お葬式」を指す言葉でもあります。

一般的に、葬儀に参列するという時に使用する「葬儀」という言葉は、「葬儀式」あるいは「告別式」を指します。

人が死ぬということは、大切な命が喪われることです。

当然のことながら人の死は、社会的にも精神的にも危機状態を作り出します。

それ故に、命の大切さに見合った受け止め方が要請されます。

葬送儀礼を歴史的に見ると、その時代や地域、文化によって様々な形態で営まれてきたことがわかります。

また、その民族が持っている文化や死生観によっても大きく異なります。

共通して言えることは、死者の危機を乗り越えるためには手厚い儀礼が必要であると人々に理解され、葬儀が非日常的な特別なこととして営まれてきたということです。

そして、これらが制度化され慣習化されてきたのが弔う為の葬送儀礼、即ち「葬儀」です。

#### (4) 宗教儀礼としての葬儀式

葬儀式は仏教、神道、キリスト教などの宗教儀礼として行われるのが一般的です。

葬儀式自体は宗教儀礼ですのでそれぞれの宗教や宗派で異なります。

日本の葬儀式の90%以上が仏式で執り行われています。

最近では、少しずつですが特定の宗教儀礼に依らない葬儀式も見られます。

これらは、「無宗教葬」とか「自由葬」などと呼ばれています。

もともと「葬儀」＝「宗教」ではありません。

したがって、自らの心の問題を解決することが出来れば、宗教で葬儀式を執り行うという方法に頼らなくてもよく、自らの考える葬儀式を行えばよいと思います。

しかし、一部では「無宗教葬」や「自由葬」があたかもファッションの流行のようにもてはやされている傾向にあります。

「無宗教葬」や「自由葬」に慌てて飛びついて、やがて心にわだかまりを残し後悔の念を招くようなことがあれば、それはその人にとって不幸なことだと思います。葬儀を考えることは、自分の生き方を考えることにも通じますので慎重に考えたいものです。

#### (5) 一般的（仏式の場合）な葬儀の流れ

一般的な仏式葬儀の流れを①～⑩にまとめました。

- |        |  |
|--------|--|
| ① 臨終   | 看取り・死の判定（死亡診断書）・末期の水・死後の処置（清拭）・遺体搬送・遺体安置（枕経） |
| ② 葬儀準備 | 相談（葬儀会社）・関係先への連絡・死亡届け・火葬許可申請                 |
| ③ 納棺   | 遺体処置（湯灌・エンバーミング）・納棺（旅支度）                     |
| ④ 通夜   | 弔問受付・通夜振る舞い                                  |
| ⑤ 葬儀   | 葬儀・告別式・お別れの儀・出棺                              |
| ⑥ 火葬   | お別れ（炉前）・茶毘・拾骨                                |
| ⑦ 直後儀礼 | 初七日法要（繰り上げ・繰り込み）・精進落とし・後飾り                   |
| ⑧ 諸手続き | 保険請求・年金手続き・各種名義変更等                           |
| ⑨ 喪の期間 | 喪中（四十九日）・一周忌・納骨・手元供養                         |
| ⑩ 追悼儀礼 | 三回忌・七回忌・十三回忌等                                |

## (6) 葬儀（仏式の場合） 5つのプロセス

(2) で、お葬式をする4つの役割をお話いたしました。

この項では、葬儀がどのようなプロセスを経て執り行われているのかを、仏式葬儀を例に①～⑤にまとめました。

### ① 死を受け入れる <通夜>

通夜とは、本来夜通し寝ないで故人の傍で過ごす（遺族が故人を囲んでお別れのための十分な時間を持つ）という意味合いがあります。

現状行われている葬儀では、通夜に会葬する方が多く告別式の意味合いが強くなっています。

### ② 死者を見送る <葬儀式>

僧侶による読経や焼香といった宗教的儀式を言います。

### ③ 死を社会的に確認する <告別式>

弔辞、弔電の奉読や喪主の挨拶といったセレモニーのことです。

大規模な葬儀（社葬・団体葬）の場合を除いて、通常一般的に行われている葬儀（個人葬・一般葬）では、「葬儀式」と「告別式」が区別なく同時に行われています。

### ④ ご遺体の処理 <火葬・埋葬>

市町村長の許可を得て火葬、埋葬します。

また、土葬の出来る場所は都道府県の条例によります。

農山村部の土葬がほとんどですが、東京でも奥多摩の一部では許可されています。我が国の火葬率は99.5%を超えています。

### ⑤ グリーフワーク <法要>

法要で、故人を偲び供養します。

グリーフワークとは、大切な人の死を受け入れその悲しみを治癒するためのプロセスのことを言います。

## (7) お葬式に関する法律

葬儀に直接関係する法律は、1948（昭和23）年に公布された墓地埋葬等に関する法律（通称「墓埋法」）です。関連する法律を含め①～③に要約しました。

### ① <墓埋法>

目的 墓地の設置や火葬、埋葬などの行為が国民の宗教的感情に基づいて、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること」を目的とする。

- 第2条 各種言葉の定義として。
- < 埋葬 > とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む）を土中に葬ること。
- < 火葬 > とは、死体を葬る為に、これを焼くこと。
- < 火葬場 > とは、火葬を行う為に、火葬場として都道府県知事に許可を受けた区域。
- < 墳墓 > とは、死体を埋葬し又は焼骨を埋葬すること。
- < 墓地 > とは、墳墓を設ける為に、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域。
- < 納骨堂 > とは、他人の委託を受けて焼骨を収蔵する為に、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設。
- 第3条 死後24時間以内の埋葬又は、火葬の禁止。  
但し、感染症新法で定められた患者の死体は、許可を得れば24時間以内でも可能。
- 第4条1項 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない。
- 第5条 埋葬・火葬・改葬には、市町村長の許可が必要である。
- 第8条 その為に、許可証（火・埋葬許可証）を交布すること。
- ② <民法>  
(祭祀供用物の継承)
- 第87条1項 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず「慣習」に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを継承する。  
但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がある時は、その者がこれを継承する。
- 第87条2項 前項本文の場合において「慣習」が明らかでないときは、前項の権利を継承すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。
- \* 「慣習」とは、ある社会の内部で歴史的に発達し、その社会の成員に広く承認されている伝統的な行動様式。なら（習わし、慣わし）。習慣。のことです。

- \* 戦前、戦後の民法上の大きな違いは、これまでの伝統的かつ慣習的な「家」の概念を法的な枠組みから外した事です。喪主についても直系長子が規定されていましたが、これも誰が行ってもよいことになったわけで、今日ではご主人の逝去に際して長男ではなく妻が喪主を務める例はよく見られます。死にまつわる社会的な事象は、慣習的な面とメンタル面が優先され、それに法が準じているとも言えます。

③ <憲法>

第13条 幸福の追求権。

第20条 信教の自由。

(8) 葬送の自由5つの具体例

葬送の自由は憲法第13条（幸福追求権）、第20条（信教の自由）等に基づく基本的人権の一です。

基本的人権の見地から葬送の自由を考えますと、具体的な例として次の①～⑤のことが考えられます。

- ① どのような宗教的儀礼に基づいてもよい。  
< 仏教、神道、キリスト教等 >
- ② 無宗教で行ってもよい。  
< 無宗教、自由葬、オリジナル葬、音楽葬等 >
- ③ 告別式をしなくてもよい。  
< 荼毘、直葬 >
- ④ 火葬、土葬、水葬、自然葬等が選べる。  
< それぞれ法規制があるので注意が必要です。 >
- ⑤ お墓を造っても、造らなくてもよい。  
< 散骨 >

## 2 多様化するお葬式

### (1) 葬式バブルと原点回帰

高度経済成長時代、冠婚葬祭（結婚式・お葬式）に大きな変化が生まれました。

結婚式（披露宴）は、列席者数の多さ、ウェディングケーキの高さ、披露宴で催される様々なイベント、お色直しの回数などが競われ、まさに「結婚式バブル」と言える現象でした。

一方、葬儀に目を向けますと、死者を弔うことを祭壇の大きさや会葬する人の多さ、戒名の位の高さなどで表現する方々が現れました。

特に、葬儀に於ける会葬者の数の拡大自体こそが「葬式バブル」と言えました。

戦後の会葬者の数の増加は、死者本人の同一円（遺族・親族・友人・知人）の拡大が招いたものではなく、死者の子供の関係者（会社の上司・同僚・死者の生前を知らない取引先の方々）が会葬者の輪の中に加わり始めたことでした。

バブル景気崩壊までの会葬者は、大規模ですと 300 人を超し、中規模でも 100 人から 300 人位でした。

今後、会葬者の多い（大規模・中規模）葬儀は、死者本人が社会的関係性の広い人物に限られ、100 人以下の小規模な葬儀が、平均的なものになっていくと思われます。

かつて地域コミュニティが葬儀を担っていた時代（戦前）、遺族は死者の傍にいて弔いに専念していればよく、親戚や地域の人達がサポートしてくれました。

最近では、死者と十分な別れの時間を取るのに支障をきたす「お客様」を嫌い、家族だけあるいは身内だけでの簡単な葬儀を望む方々が増えてきています。

現在、「家族葬」が支持されていることと無関係では無いように思われます。

このことは、葬儀の歴史から見れば「原点回帰」と言えます。

### (2) 個人葬（一般葬）と社葬（団体葬）

葬儀を執り行う際、その内容を決める要因の一つに「参加者の範囲」があります。

その葬儀に誰が参加するかということです。

一般の葬儀には、誰が運営の主体になるかの区分はありますが、どこまで参加させるかという「参加者の範囲」の概念はありませんでした。

運営主体の区分は、大きく二つに区分されます。

一つは、一般的に「〇〇家の葬儀」といわれ遺族が運営の主体となる葬儀。

即ち個人葬（一般葬）です。

もう一つは、企業（団体）が執り行う葬儀。

即ち社葬（団体葬）です。

### (3) 個人葬（一般葬）の変化

一般の葬儀で、葬儀に参加者する人の範囲を考えるようになった背景を考えてみたいと思います。

かつて日本の葬儀は、実質的には地域共同体が担う「共同体葬」でした。

しかし、高度経済成長以降の都市部では、これに会社共同体が加わり社葬ならぬ「会社葬」ともいえる葬儀が出現しました。

もちろんその内枠には、「親戚」と言う血縁共同体も存在しました。

つまり、葬儀の核を中心から見てみますと遺族・親族・地域共同体・会社共同体へと広がり、故人の社会性が広がれば広がるほど地域共同体・会社共同体という外枠が大きく拡大しました。

先ほど2.(1)の『葬式バブルと原点回帰』の項でも触れましたが、高度経済成長以降の葬儀の特徴として次のことが言えます。

死者本人の社会性だけではなく、本人以外の遺族の社会性が大きく葬儀の規模を左右したことです。

息子の会社関係等、死者本人とは無関係の第三者が多数を占めるようになり、死者の生前を知る者が三割、知らないものが七割という葬儀が一般的になりました。

葬儀の本質が「死者を弔う」ことにあるとするならば、死者の生前を知らない第三者が多数を占める葬儀は本質を歪めることとなります。

バブル崩壊と時を同じくして、過剰なまでの葬儀への参加者の拡大をどこかで阻止し、参加者の枠を遺族だけに限定するか親戚までとするか、本人の友人、知人、関係者までにするかを、葬儀をする当事者は考えるようになりました。

その背景には、高額な葬儀費用も無関係ではありませんが、重要な要因として「死者との別れ」を大事にしたいという純粋な遺族の思いがありました。

「死者との別れに重きを置いた葬儀にしたい。」

このような発想から葬儀の参加者に枠を設け、遺された遺族（家族）だけの葬儀（家族葬）が支持され始めたものと考えられます。

葬儀は本来、「死者の関係者が共に弔うもの」と言う常識の崩壊が招いた現象なのかもしれません。

残念なことですがここ数年「直葬」という言葉を耳にするようになりました。

葬儀が持つ「社会儀礼」としての面だけが強調され、社会儀礼は要らないと考える人たちの間に「社会儀礼不要＝葬儀不要」と言う現象が現れた結果です。

これも又、「常識の崩壊」が招いたことであるとしたら、日本人の「お葬式」に対する考え方、感覚が大きく変化し始めたと言えるのではないのでしょうか。

#### (4) 家族葬の現状

葬儀を分類した時、個人葬（一般葬）と社葬（団体葬）に大別され、「家族葬」という種類の葬儀は葬儀社にはありませんでした。

消費者の間では、バブル崩壊後の1995年（平成7）年頃から使用され始めましたので、決して新しい言葉ではないように思われます。

ここ数年は、消費者の大多数の方が「家族葬」を葬儀の代名詞のように使用します。新聞・書籍・ラジオ・テレビ等マスメディアに取り上げられることが多くなり、「家族葬」は消費者の間に完全に浸透し市民権を得たと言えます。

しかし、消費者の各々が考える「家族葬」は千差万別です。

葬儀を提供する葬儀社と、利用者との間には「家族葬」に対する考え方に開きがあるように感じます。家族葬の現状を①から④にまとめました。

##### ① 家族葬の概念

家族葬を「安い葬儀」という意味で用いる消費者も少なくないですが、相対的に費用は低めになる傾向にあります。

しかし費用・価格の概念ではないように思われます。

家族葬を決める要因の一つは「参加者の範囲」です。

又、もう一つの要因は「死者との別れ」を大事にしたいと言う家族（遺族）の気持ちです。

##### ② 密葬から家族葬へ

「密葬」と「家族葬」を同じように考える方もいらっしゃいますが本来は違うのではないかと考えます。

密葬は一般の人々に公開せず、家族（近親者）だけで執り行われる葬儀のことです。

密葬は一般的に、以下のような場合に行われています。

- \* 年末年始に葬儀の日程が重なる場合。
- \* 後日、故郷で葬儀を行う場合。
- \* 後日、社葬等の本葬を行う場合。
- \* 変死（自殺）等の理由で公開をはばかりたい場合。

どうも密葬という言葉には閉じられた、秘密の、と言うように言葉自体に暗いイメージが連想されたので、密葬という言葉の代わりに、家族で温かく送ってあげようという気持ちが自然発生的に家族葬という言葉を生み、浸透してきたと考えられます。

家族葬（密葬）は、決して家族だけで行うものではなく、親戚や親しい友人等が葬儀に加わることがあります。形式に流れがちな一般の葬儀に比べ、故人を良く知る人たちだけで、ゆっくりとお別れの時間を持つここが出来るイメージが家族葬には有ります。

### ③ 家族葬の規模

一般の葬儀と同様に、家族葬も葬儀にどのような方が何人参加するかで葬儀の規模が決まります。

一般の葬儀に於ける会葬者の数は、年々減少傾向にあります。

会葬者の全国平均を見ますと、1990（平成2）年は280名でしたが、2005（平成17）年には132名に減少しました。

都内では、100名を超える葬儀がある一方で、20～30名という規模もあり、100名を切っています。ここ数年、傾向的な減少は更に進んでいると言えます。

### ④ 家族葬のこれから

家族葬とは、個々の家族に合わせて行う葬儀スタイルのことと考えます。

故人に対する想いは家族（遺族）で様々です。したがって葬儀の内容も様々です。家族葬はこのようにして行うものという限定した家族葬の決まり事はありません。

「家族葬で葬儀をした」と言う方の中にも様々な家族葬のスタイルがあります。

「家族のみ」、「家族と親族」、「家族と親族と親しい友人」、「家族と親族と親しい友人と一般の方」というように様々ですが、それぞれの方が「家族葬」と呼びます。

しかし、それぞれに葬儀の規模（人数）の大小はありますが、故人と別れる時間を大切にしたいという気持ちは、どの葬儀でも共通していると思います。

今後、葬儀を「義務感」で出していた時代から、家族（遺族）が「心を込めて葬儀を考え送り出す」時代に向かって行けば、家族葬は「普通の葬儀」（一般葬）にとって代わりますし、家族葬はこれからも増えて行くことと思います。

## （5）宗教のないお葬式

### ① 無宗教葬

仏教式の葬儀スタイルは「日本人の常識」といわれ、永く全葬儀の95%前後を占めていましたが、2007（平成19）年には初めて89.5%に下がりました。日本人で特定の宗教を信じる人の割合は、およそ23%といわれ非常に少ない数字ですが最近では更に宗教離れが進んでいると考えられています。

無宗教葬の流れは社葬に於いて顕著に表れています。

建て前は「取引先の人々の信条を考え偏らない方式」と言われています。

しかし、その背景には「企業の合理性」が見え隠れします。

それは、これまでの社葬であれば、葬儀式（宗教儀礼）と告別式とから成っていましたが、無宗教で行えば告別式だけで済むからだと思われれます。

社葬ほど普及はしていませんが、最近では一般葬でも見受けられることがあります。地域社会が入らない「家族葬」が増えてきたことを考えれば、今後宗教抜き「無宗教葬」が普及しないとは言えません。

② 無宗教葬の問題点

厄介、面倒、古臭いという理由で葬儀から宗教を取り除いたら何が残るのでしょうか。

葬儀はファッションではありません。

死の事実の厳粛な確認と、死別の悲嘆への共感、命の継承、これらは葬儀に欠かせません。

その為に宗教が果たしてきた葬儀の「核」としての役割を簡単に取り去ってはいけないと思います。

(6) 直葬（火葬のみ・茶毘）

ここ数年「直葬」という言葉を良く耳にするようになりました。

もとより「直葬」という言葉は新しい用語です。

しかし、既に都内では直葬（火葬のみ・茶毘）が全葬儀の3割を超えたという数字もあるようです。

直葬は、葬儀（通夜、葬儀式、告別式）をしないで、火葬（茶毘）だけを行うことです。

かつては、生活困窮家庭や身寄りの無い人の葬儀形態としてあったものですが、決して新しい形態ではありません。

新しいのは、生活困窮者でもなく、身寄りがある人の葬儀形態としても「直葬」が選択されるようになったことです。

増加している要因として、日本人の葬儀に対する感覚が変化してきていることが考えられます。

(3)『個人葬（一般葬）の変化』の項でもお話し致しましたが、葬儀が持つ、社会儀礼としての面だけが強調され「社会儀礼不要＝葬儀不要」となったのではないのでしょうか。

それでも、「死者を弔う」という感覚まで無くしたのではなく、また「死者を弔う」ことを放棄した訳でもないと思います。

その証拠に、直葬（火葬のみ・茶毘）でも、宗教者（火葬炉前の読経）が介在するケースが見受けられます。

### 3 様々な葬送のかたち

#### (1) 散骨（自然葬）

##### ① 散骨とは

遺骨や遺灰を、川や海あるいは山などに撒く「自然葬」の一種に「散骨」と言う葬法が有ります。

インドで遺灰をガンジス川に撒くという葬送はよく知られています。

日本では自然葬を推進する「葬送の自由をすすめる会」がこれまで神奈川県相模湾などで数度にわたって自然葬を実施してきました。

散骨を「お葬式」と考えるよりは、「お墓」をどうするかと言う問題に近いと考えます。

また多くの方は、散骨と自然葬を同じように考えているようです。

##### ② 散骨と墓理法

墓理法第4条1項に「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない」とあります。「散骨」は埋葬でも埋蔵でもないので条文の対象外となります。

厚生省の非公式な見解として「墓理法は土葬と火葬が半々だった戦後の混乱期の1948（昭和23）年に出来たもので、勝手に土葬して伝染病が拡大しないようにという、公衆衛生上の問題のほうが大きかったのではないか」との発言がありました。さらに「当時は遺灰を海や山に撒くといった慰霊の方法は、役人の頭の中には全くなかったようだ」との発言もあります。

現在の墓理法には、「散骨」等についての記述がなく実情に合わない部分があるとして新たな法制化を求める動きもあります。

##### ③ 散骨と刑法

遺骨の遺棄を禁じる「遺骨遺棄罪」の規定が有ります。「葬送の自由をすすめる会」では「葬送のために遺灰を撒くということは遺骨遺棄にはあたらない。特に故人の遺言や遺族の承諾があつて、公序良俗にかなった方法で時と場所を選べば、犯罪構成要件には全く当らない」と述べています。法務省が発表した散骨（自然葬）に関しての公式な見解としては、1991（平成3）年「葬送の自由をすすめる会」が相模湾で行った自然葬についての見解があります。

マスコミ報道された事例を受けての法務省発表を以下記  
します。

「刑法190条の規定（遺骨遺棄等）」は、社会的習俗とし  
ての宗教的感情などを保護するのが目的であり、葬送のため  
の祭祀で節度を持って行われる限り問題はない。」

また、所轄の厚生省も墓埋法第4条1項の『埋葬又は焼骨の  
舞蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない』に関し  
て、「自然葬を禁じる条文ではない」とコメントしています。

#### ④ 個人の散骨

いつも会えるような気になるので、夫の遺骨を自宅の庭に撒  
きたいという方がいらっしゃいます。

「墓埋法」では、墓地以外の場所に焼骨や遺体を埋葬、埋蔵  
することを禁じています。

しかし、法務省が出した「節度を持って行われる限り問題  
はない」という見解との兼ね合いはどうでしょうか。

結論としては、残念ながら住宅地で遺灰を撒くという行為は、  
節度のないものと判断されてしまうこととされます。

遺灰が風に乗って舞うということも考えられますし、隣近所  
の人たちにとっては、良い気分のものではないはずだからで  
す。

どうやら「散骨」は、他人に影響を及ぼさない大自然の中し  
かないようです。

### (2) 葬送の自由をすすめる会

#### ① 自然葬第1号・・・1991（平成3）年10月5日。

ジャーナリストの安田睦彦氏を代表とする市民団体が、海や  
山に遺灰を撒く「散骨」を始めました。

同日午前10時、神川県の三浦半島にある三崎港から出港し  
た船（10人乗りのヨット）は、2時間後相模灘の中央部に  
到着、細かく砕かれ和紙に包んだうえガーゼの袋に入れられ  
た遺骨が海に投げ入れられました。自然葬第1号です。

これを受け法務省も「節度を持って行われる限り問題  
はない」

との見解を示したことで、「葬送の自由をすすめる会」では散  
骨による葬送を「自然葬」と名付けました。

## ② 結成趣旨

代表の安田睦彦氏が発表しました「葬送の自由をすすめる会」結成の趣旨は以下の通りです。

「私たちは何よりもまず死者を葬る方法は、各人各様に亡くなった故人の遺志と、故人を追悼する遺族の遺志によって自由に決められなければならないと考えます。

ですから、私たちは環境問題や社会問題だけから葬送の自由を主張するものではなく、墓を造る自由を否定するものでもありません。

もちろん、遺骨の散乱を招くような無秩序な葬送の自由を主張するものでもありません。

私たちが『葬送の自由をすすめる会』を結成した目的は、伝統的葬法を復活させると共に、自然の理にかなない環境を破壊しない葬法（このような葬法を「自然葬」とよびたい）が自由に行われる為の、社会的合意の形成実践を目指すことにあります。」と述べています。

更に安田氏は、「自然葬は単なる散骨運動ではない」とも述べています。

## ③ 関連する法律

### <船員法>

水葬の規定ですが、水葬の場合の対象は死体であって明らかに焼骨ではありません。

### <海洋汚染防止法>

規定に「船舶からゴミを捨ててはいけない」とありますが、船舶の場合船員の日常に伴うゴミ、汚水等は捨ててもよいことになっていますので、安田氏は「大量に組織的に撒く場合は別として、普通に撒く分には構わないというのが基本的な考え方だから、遺灰を撒いても問題はない」と述べています。

### <廃棄物処理法>

規定に「みだらに公共の場所にゴミを捨ててはいけない」とありますが、安田氏は「許諾を得た土地あるいは自分の所有地に遺灰を撒く場合は、少なくとも法には全く触れない。ただし公共の場所に繰り返し組織的に撒く場合には、各知事の許可が必要でしょう」と述べています。

- ④ 米国では 散灰（散骨）は、1965年にカルフォルニア州で合法化されています。  
州の条例では「火葬された遺体を海に埋葬する」と表現しています。  
細かく砕いた焼骨（遺骨はほとんどが灰状になります）を、3マイル（約5キロ）沖合の海上に、ボートや飛行機等から投棄します。
- ⑤ 現在の状況 「樹木葬」を最初は「山や森林で行われる散骨」、つまり「自然葬」であると、あるいはその一部であると誤解した方が大多数でした。  
また、樹木葬を行う人のなかにも「自然葬のいくつかの形態の一つ」と理解している人もいました。  
更に、樹木葬の広告にも「自然葬」と記されることはしばしばありました。  
厳密に言えば「自然葬」は、「葬送の自由をすすめる会」によって商標登録されていますので、散骨以外に「自然葬」の名称を使用することは制限されています。  
いまや散骨は、「海洋葬」等のさまざまな名称が付けられ葬祭業者や海運業者等の手でも実施されております。又直接家族の手で行う例も見られます。  
年間死亡者数の約1%（1万人程度）が上限と推測されますが、その件数は不明です。

### （3） その他の葬送のかたち

- ① 海洋葬 (株)サン・ライフが取り扱う「自然葬」の商品名です。  
同社は、「葬送の自由をすすめる会」の賛助会員で、自然葬実施委託契約を締結しています。
- ② 音楽葬 近年では多くの音楽葬で生演奏が取り入れられています。  
基本的には、無宗教で行われる葬儀のスタイルです。
- ③ 個展葬 ホール（式場全館）をギャラリーにみたて絵画や写真を飾ります。宗教式・無宗教式でも可能な葬儀スタイルです。
- ④ 趣味葬 ゴルフ・釣り・ゲートボール等の、故人思い出の品々を飾ります。宗教式・無宗教式でも可能な葬儀スタイルです。
- ⑤ 友人葬 創価学会員の方の葬儀スタイルです。

- ⑥ 宇宙葬 カプセルに納められた遺骨は、衛星と同じ軌道を回る星となって地球を回ります。  
最短で18ヶ月、長ければ10年以上周回軌道を回り続け、やがては大気圏に突入し、まるで流れ星のように輝きながら消えて行くのです。「散骨」の宇宙版と言えます。
- ⑦ サイバーストーン インターネット上に建立したお墓（電腦墓）のことです。  
遺骨の代わりに、声・写真・プロフィール等をメモリアルにします。
- ⑧ 樹木葬 正確には「樹木葬」は墓地（自治体が許可）のことで「樹木葬墓地」と呼びます。  
遺骨は、骨壺からあけられ土中に埋蔵され、山（森林）全体が墓地になります。  
埋蔵地点には、花木を植え墓石（カロート等）などの人工物は設けないという合意があります。  
埋蔵位置が特定（GPS）出来るので、散骨のように遺骨を細かく砕く必要はありません。  
お葬式自体は、宗教葬・無宗教葬でも行われます。

岩手県一関市にあるお寺、翔雲寺の千坂げんぼう住職が、1991（平成3）年に発案し、周囲の住民の同意を得て、一関市に申請して許可されたのが「樹木葬墓地」の最初です。

「里山再生」を願い、森林全体を「樹木葬墓地」として許可を得、遺骨の埋蔵地点に花木を植える方式です。

樹木葬墓地が各地に誕生していますが、一関の樹木葬には、樹木葬墓地契約者が支払う使用料により、里山の自然環境を保全するというコンセプト（自然の再生）があります。今では、北上山系に「奥山型樹木葬墓地」を作り、翔雲寺の別院として、樹木葬墓地用に別法人化した「知勝院」がこれらの運営に当たっています

その他に、既存の墓地の敷地内にある区画の一部を「樹木葬墓地」としている墓地や霊園があります。

埋葬地点に花木を植えるのではなく、敷地内にあるサクラなどの樹木の周辺に複数の遺骨を埋蔵するスタイルです。名称も「桜葬」「里山葬」などと呼ばれています。

## ⑨ 永代供養墓

発端は、1985（昭和60）年に始まった比叡山延暦寺の「九遠墓」です。

これ以降、後継ぎを必要としない「永代供養墓」は、仏教寺院を中心に広まって行きました。

これは、社会的にも意識的にも「家族」そのものが大きく変容してきていることの現象の一つでした。

この現象を別の視点から見れば「墓革命」と言えるかもしれません。

この後、公営墓地には、「合葬式墓地」「合葬墓」などの名前が付けられたお墓が出現しました。

これらの墓は、全国の寺院墓地、民営墓地、公営墓地に展開され、現在その数はおよそ500ヶ所を超えていると推定されます。

旧来、墓地では後継ぎのいない死者は寺院の慈悲で「無縁塔」に葬られていました。

従来の「永代供養」とは、位牌等に戒名を記して寺の位牌堂に安置し、寺として供養を続行するということであって、墓そのものを永久に保存するということではありません。もちろん、永代供養墓が永代に供養されるといっても、遺骨を骨壺に入れ永久に保存するものでもありません。

予め相互で交わした約束（約款、使用規則）に基づき、場合によっては最初から、あるいは十三回忌、三十三回忌等を経て、他の遺骨と一緒にします。

つまり、最終的には文字どおりに「合葬」し仏教寺院は、死者の供養を寺院が存続する限り行うと言う仕組みです。既存の墓地、納骨堂が「永代使用」といっているその意味は、「後継ぎ（墓を守る者）がいる限り、期限を定めず、墓所して使用を許可する」ということであり、後継ぎが現れずに「無縁」になった場合には、墓埋法により墓所は墓地管理者の手によって改葬されます。

以上